■川口市美術館建設基本構想 構成表

大項目	中項目	主な内容
序章	1. 背景と目的	
背景と必要性	(1) 上位計画での位置づけ	・川口市文化芸術基本計画では「文化芸術発展の一拠点として美術館建設の検討を進め る」としている。
	(2)川口市の文化・芸術の状況	・田原家コレクションや塗師祥一郎作品など、市民等から寄贈を受けた美術作品を所蔵。
		・美術作品を保存・継承するための施設がなく、公開の機会が限られている。
	(3) 美術館をめぐる状況	・文化芸術基本法では、「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する」ために、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」としている。
		・文化財保護法では一部を改正し、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保 護行政の推進力の強化を図るとしている。
		・学習指導要領が改訂され、地域の美術館等を積極的に活用し「鑑賞等の学習活動を充 実すること」が盛り込まれた。
		・「文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、 文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立 的・持続的に発展していくメカニズムを形成すること」を目的に文化経済戦略を策定。
		・中核市 54 自治体のうち 48.1%が市立美術館を、72.2%が市立および県立美術館を有 する。
	2. 美術館の必要性	・「ものづくりのまち」として発展してきた川口には、創造性豊かな文化がある。
		・国では文化芸術を社会基盤と位置づけ、持続的・発展的な成長に向けて積極的に活用。
		・「選ばれるまち」として発展するためには、文化芸術に触れ、新たな価値を創りあげる ための環境が必要。
		・文化芸術を通して地域の魅力を磨き上げ、まちと人、過去から未来までをつなぎ、地域 の活力を生み出す拠点となる美術館が必要。
第1章 美術館の目指す姿	1. 上位計画・関連計画	・「川口市教育大綱」では「市民が自己実現をめざせる環境づくり」や「地域におけるさまざまな資源の活用」を目指す。
		・「川口市文化芸術振興指針」では、基本目標に「地域の特性を活かしたまちづくり」や 「文化芸術を支える人材の育成及び支援」を掲げている。
	2. 市民ニーズ	・市内在住者や市内の文化芸術活動に関わる個人や団体を対象に調査を実施。
	3. 美術館の使命	・「ものづくりのまち」として発展してきた川口の創造性に富む文化を継承する。
		・文化芸術を支える人材育成のため、文化芸術体験を拡充し、市民の創造力を醸成。
		・地域の特性を活かしたまちづくりのために新たな魅力を創出し、個性豊かな「選ばれるまち」の実現に寄与する。
		・美術館の使命は「市民が川口の文化に親しむ」「市民の創造力を育む」「川口ならではの 新たな文化を創造・発信する」の3つ。
	4. 美術館のコンセプト	・美術館の使命を果たすためコンセプトを『市民が集い交流し、創造力や誇りを育む「川 口の美」の創造・発信拠点』と設定。
		・「川口の美」とは、長い歴史の中で育まれた文化や「ものづくりのまち」としての地域 特性など、川口の風土に根ざした文化が生み出す美しさを意味する。
	5. 美術館と市内文化施設等との連携	・美術館を川口市の「文化創造·発信拠点」と位置づけ、アトリアは「市民とアートの出会いの場」として美術館のコンセプトを実現するために活用。
		・市内の公共施設や企業・団体等と連携し、市域全体に広がる事業を展開。
第2章	1. 親しむ事業〜3. 創造·発信する事業	・美術館の使命を果たすため、「親しむ事業」「育む事業」「創造・発信する事業」の3つ の要素を事業活動の柱とする。
第3章 施設整備		・美術館の事業活動を実現するために必要となる機能を整備。
第4章	1. 管理運営体制~3. 管理運営方式	・美術館とアトリアを一元的に管理運営。
第5章 今後の 進め方	1. 事業推進スケジュール	・川口市美術館建設基本計画の策定後、順次、設計、工事を推進。
	2. 今後の検討課題	・市の財政負担の軽減し、持続可能な展開を図るための事業活動のあり方。